

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針改正（令和元年度）の改正箇所及びスケジュール

①令和元年度DV防止法改正を踏まえた修正

- DV被害者の保護にあたり、相互に連携すべき関係機関として児童相談所を追記（第2の9）
- 配暴センターの要保護児童対策地域協議会への参画（第2の9(3)）
- DV対応と児童虐待対応の関係機関間の連携協力の実効性の向上（【新設】第2の9(5)）

②民間シェルター検討会報告書を踏まえた修正

- 行政との連携強化（第2の1(3)、同14）
- 民間シェルター等の活用（第2の6(2)カ）
- 民間シェルターの基盤強化と対応力の向上（第2の14）

③制度の時点更新・表現の適正化

- 女性活躍加速のための重点方針2019を踏まえた修正（第2の12(2)、同13(1)）
- 関係省庁所管施策の時点更新（第2の4(3)、同7(2)ア・ウ、(4)、(5)、(8)ア、(9)）

【今後の主なスケジュール】

- ・ 11月中旬～12月上旬 地方公共団体意見聴取
- ・ 12月23日 第103回女性に対する暴力に関する専門調査会意見聴取
- ・ 令和2年1月中 パブリックコメント実施
- ・ 3月中 基本方針告示

(参照条文)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための法律
(平成13年法律第31号)抄

【根拠条文】

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

(略)

【DV法改正（令和元年度）部分抜粋】

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条

3 (略)

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び**第九条**において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、**児童相談所**その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。